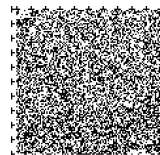


参考資料

1. 用語集 390
2. 千葉県障害者施策推進協議会委員名簿 409
3. 千葉県自立支援協議会及び第四次千葉県障害者計画推進作業部会委員名簿
 - (1) 本部会 410
 - (2) 相談支援専門部会 412
 - (3) 権利擁護専門部会 413
 - (4) 療育支援専門部会 414
 - (5) 就労支援専門部会 415
 - 精神障害者の地域移行に関する意見交換会 416



1. 用語集

〔英語〕 アルファベット

●ADHD (Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)

→ 注意欠陥多動性障害のこと。発達障害を参照。

●ALS (Amyotrophic Lateral Sclerosis)

→ 筋萎縮性側索硬化症

●CP (Clinical Psychologist)

→ 臨床心理士

●FAX110番

聴覚に障害のある人のために設置されている警察へのファックス番号。電話ではなくファックスで用件を伝えることができる。

●IT (Information Technology)

情報技術のこと。コンピューターを利用して情報の処理を効率化する技術全般を指している。

●ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術のこと。IT とほぼ同じ意味で使われており、近年は日本でも ICT という言葉が定着しつつある。

●LD (Learning Disabilities)

→ 学習障害のこと。発達障害を参照。

●NICU (新生児特定集中治療室)

Neonatal Intensive Care Unit の略。早産や低体重、先天性の障害などにより集中治療を必要とする新生児のために、保育器、人工呼吸器、微量輸液ポンプ、呼吸管理モニターなどの器機を備え、主として新生児医療を専門とするスタッフが24時間体制で治療を行う部門。

●NPO (Non-Profit Organization)

「民間非営利活動団体」「民間公益組織」などと訳されている。非営利（利潤追求・利益配分を行わないこと）と同時に、非政府であること、自主的、自発的な活動を行うことなども意味している。一般的には市民活動団体のことをいう。

●ORT (Orthoptist)

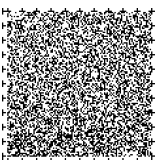
→ 視能訓練士

●OT (Occupational Therapist)

→ 作業療法士

●PT (Physical Therapist)

→ 理学療法士



●ST (Speech Therapist)

→ 言語聴覚士

●WHO (World Health Organization : 世界保健機関)

国際連合の中の専門機関の一つで1948年に設立された。国際保健事業の調整・援助、伝染病や風土病の撲滅、保健関連条約の提案・勧告・医療・衛生等の国際基準の策定といった幅広い任務を受け持つ機関。

〔あ行〕

●アウトリーチ

医療・福祉関係者が直接出向いて心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。

●アスペルガー症候群

→ 発達障害を参照

●1歳6か月児健診

母子保健法第12条に基づき、満1歳6か月を超え2歳に達しない幼児を対象に市町村が実施する健康診断のこと。身体の発育、精神発達、社会的発達（対人関係等）の成長発達を把握するとともに、障害の早期発見を行い適切な支援につなげるとともに、虫歯予防、栄養、生活習慣、育児などの相談・指導を行い、健康の保持増進と育児支援を目的に実施されている。

●一般社団法人

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立された社団法人。

剰余金の分配を目的としない社団及び財団で、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、登記により簡便に設立された法人。

●一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。

「福祉的就労」に対する用語として使用される。

●エンパワーメント

人が社会生活の上で抱える課題や問題を主体的に解決する力や生活の意欲を高めようとする力を増強若しくは回復させることをいう。

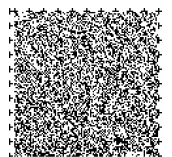
〔か行〕

●介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者に対し、専門的知識及び技術をもって心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う福祉の専門職。

●介護保険制度

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を必要とする人等について、必要な介護サービスを提供する社会保険制度。



●学習障害 (LD : Learning Disabilities)

→ 発達障害を参照

●基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障害、知的障害、精神障害）及び成年後見制度利用事業を実施する施設。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できる。

●基準該当

基準該当福祉サービスは、指定障害福祉サービス事業所としての指定を受けるに当たっての要件（人員、設備運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業所で、一定の水準を満たす障害福祉サービスの提供を行うものにつき、そのサービスについて市町村が必要であると認める場合に自立支援給付費支給の対象事業所とする制度。

●強度行動障害

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適合行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を生じている状態。

●筋萎縮性側索硬化症 (ALS : Amyotrophic Lateral Sclerosis)

身体を動かすための神経系（運動ニューロン）が徐々に壊れていってしまうことにより、神経の命令が伝わらなくなって筋肉がだんだん縮み、力がなくなる病気。一般的には、手足が先に動きにくくなる場合と、しゃべったり飲み込んだりする口の中が先に動かなくなる場合があり、最終的には手足と口の両方に障害が進行する。

●クライシスハウス

地域で生活している精神障害のある人が、一時的（数日程度）に自宅から離れても生活できるように設けられた援助付きの宿泊の場。

●グループホーム等支援ワーカー

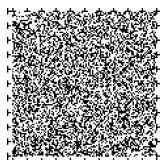
「中核地域生活支援センター」等に委託して実施している本県独自の事業。支援ワーカーは、各地域内のグループホーム・ケアホームの事業等への相談支援・普及啓発・新規開設支援等を行う。

●ケアマネジメント

障害のある人が地域で生活するため、障害のある人一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせ、一体的・総合的に提供するための手法。障害者自立支援法の施行により導入され、狭義には、障害程度区分の認定プロセスやサービス利用計画作成サービス等、広義には、地域自立支援協議会等における社会資源の連携や相談支援体制の構築を指す。

●計画相談支援

「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいい、「サービス利用支援」とは、障害のある人等の心身の状況、置かれている環境を勘案し、「サービス等利用計画案」を作成・変更を行うことをいう。また、「継続サービス利用支援」とは、支給決定を受けた障害のある人、障害のある子ども等について、サービス支給決定の有効期間内において、利用状況を検証し、状況に応じ便宜を供与することをいう。



●健康福祉センター

地域における千葉県の健康福祉の総合的行政窓口。「健康福祉千葉方式」に基づき、地域生活を実現するという目的から対象者横断的な施策を進めるため、平成16年度から、従前の支庁社会福祉課と保健所を統合し発足する。

●健康福祉千葉方式

① 子ども、障害のある人、高齢者等の対象者を横断的に捉えた施策展開を図ること、② 施策の企画段階から、当事者を含めた県民と行政が協働し一体となって施策展開を図ること、により、健康福祉施策を進めていくための千葉県の取組手法。

●言語聴覚士 (ST : Speech Therapist)

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。

●県立特別支援教育学校整備計画

特別支援学校の児童数の増加による教室不足や施設の狭隘化等に対応するため、今後10年間を見とおし、平成23年度から27年度までの当面5年間を計画期間として、平成23年3月に策定した計画。

●権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

●広域専門指導員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく指導員。健康福祉センター（保健所）や県障害者相談センターなどの県内16箇所において地域相談員や関係機関と連携して障害者差別に関する相談や事案の解決に当たる。

●高機能自閉症

→ 発達障害を参照

●後見支援センター

知的障害・精神障害・認知症などにより、自己決定能力に不安がある人達に対する権利侵害に係る相談に応じ、また、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを支援する。障害のある人本人の自己決定を尊重し、社会の一員として普通に暮らし活動することが可能となる。

●高次脳機能障害

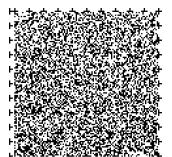
病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障害が起きた状態。

●高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害に対する診断・治療・リハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行う。

●構造改革特別区域制度

経済社会の構造改革の促進や地域活性化を目的に、全国一律の規制を地域の特性などに応じて撤廃や緩和を認める制度。



●工賃

就労継続支援事業所や障害者支援施設等で生産活動に従事する利用者に支払われるもの。施設が生産活動に係る事業の収入から、必要な経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として利用者に支払われる。

●子育て支援センター

保育士等の支援スタッフが小学校入学までの親子を対象に交流や子育てに関する支援・相談を行う。

●個別の移行支援計画

個別の教育支援計画の一形態で、職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の自立と社会参加を支援するため、学校と労働機関、民間企業等が連携・協力して作成する計画。

●個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒の一人一人を関係機関（教育、医療、福祉、労働等）が連携して効果的に支援するための計画。

●個別の支援計画

障害のある子どもの、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で、一貫して的確な支援を目的として作成される計画。

なお、学校教育においては、指導に必要な「個別の指導計画」※を作成している。

※学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害等に応じてきめ細かな指導が行えるよう、各教科等の1年間または学期毎の指導目標や指導内容・方法・配慮事項等を具体的に表した個別計画。

〔さ行〕

●災害時要援護者

災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

●作業療法士 (OT: Occupational Therapist)

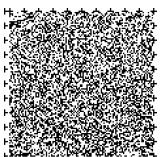
理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。

●3歳児健診

母子保健法第12条に基づき、満3歳を超え4歳に達しない幼児を対象に市町村が実施する健康診断。身体の発育、精神発達、社会的発達（対人関係等）の成長発達を把握するとともに、障害の早期発見を行い適切な支援につなげるとともに、虫歯予防、栄養、生活習慣、育児などの相談・指導を行い、健康の保持増進と育児支援を目的に実施されている。

●支援費制度

身体障害のある人、知的障害のある人や障害のある子どもへの福祉サービス制度が、障害者自らが福祉サービスを選んで、事業者との契約によりサービスを利用する制度。平成15年4月から実施されたが、在宅サービスは平成18年4月から、施設サービスは平成18年10月から、障害者自立支援法に基づくサービスに移行している。



●磁気ループ

磁気発生装置と補聴器の併用により聴覚障害のある人を支援する方法。マイクで拾った音声を大きな輪（ループ）にしたコードに流して磁気が発生させ、そのループコードの範囲内であれば、磁気ループ対応の補聴器により音声を聞くことができる。

●指定管理者制度

多様化する住民ニーズにより効率的・効果的に対応していくため、公の施設の管理を民間事業者等が代行して、経費の削減を図るとともに住民サービスの向上を図る制度。

●指定障害児相談支援事業

障害のある子どもに係る通所サービスの利用に係る相談、障害児支援利用計画を作成・変更する。

●児童発達支援事業所

専ら通所で利用する障害のある子どもやその家族に対する支援を行う身近な療育の場。

●児童発達支援センター

施設の有する専門的機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。

●視能訓練士（ORT : Orthoptist）

視能訓練士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある人に両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門医療従事者。

●自閉症

→ 発達障害を参照

●市民活動団体

県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいう。

●社会福祉基礎構造改革

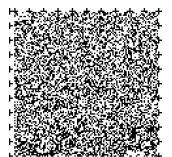
昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正が行われてこなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉の共通基盤制度について、少子高齢化に伴って大きく変化する福祉需要に対応するため、見直しを行ったもの。平成12年の社会福祉法（社会福祉事業法）改正により、「地域福祉」、福祉サービスの「利用者」という言葉が法律上位置づけられた。

●社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的な知識や技術を用いて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う社会福祉の専門職。

●重症心身障害児（者）通園事業

在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させる事業。



●重度心身障害者（児）医療給付改善事業

重度心身障害者・児の健康・福祉の増進と医療費負担の軽減を図るため、健康保険法、国民健康保険法等に基づく保険による医療給付の自己負担額を助成する制度で、実施市町村に対し、県が補助金を交付。

●主任児童委員

児童委員のうち、厚生労働大臣の指名により、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力をを行う。

●手話通訳

言語・聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の一つである手話を用いる通訳。

●障害者ITサポートセンター

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、① ITに関する利用相談、② ITに関する情報提供、③ パソコンボランティアの活動支援、などを行う総合的なサービス提供拠点。

●障害者権利条約

2006年12月に国連総会で採択された条約。障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定め、国は2007年9月に署名。2008年5月3日に発効された。

●障害者高等技術専門校

職業能力開発促進法に定める職業能力開発校の1つであり、職業人として自立を目指す障害のある人に、各人の能力に応じた職業訓練を行う。

●障害者週間

国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの一週間を「障害者週間」として平成7年度に設けた。

●障害者就業支援キャリアセンター

障害の種別（身体・知的・精神）及び手帳の有無にかかわらず、就職に関する相談や、訓練、実習・就労時の職場支援など、障害のある人の就労におけるあらゆる場面でのサポートを行う。本県独自の事業。

●障害者就業・生活支援センター

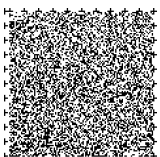
障害者雇用促進法に基づく施設。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

●障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることにより、障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、国からの交付金を財源として設置された基金。

●障害程度区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に表す区分。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1（要支援）から区分6（要介護5）までである。



●障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン

障害のある人の情報バリアを解消し、知る権利を保障するという観点から、コミュニケーションに障害のある人の情報保障を確保するため、県民サービスとして、県の各機関が行うべき配慮の指針。

平成21年12月に作成し、県の各機関が実践する際、これに沿った対応をするよう努めることとしている。

●障害のある人の相談に関する調整委員会

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定により設置された知事の附属機関。障害のある人等からの申立てを受け、差別事案を解決するために必要な助言、あっせんを行う。障害のある人、県議会議員、福祉・医療・雇用・教育・法律等の専門的な知識を有する方20名で構成。

●障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障害のある人に対する理解を広げて差別をなくす取り組みを進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成18年10月に制定、平成19年7月に施行。何が差別にあたるのかを医療、福祉等の8つの分野別に定義し、①個別事案を解決する仕組、②差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組、③障害者のある人に優しい取組を応援する仕組、の3つの仕組みから構成される。

●障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるが、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な単位。健康福祉センターの区域を基本とした13圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計16の圏域を設定。

●小規模(福祉)作業所

障害のある人、親、ボランティア等で運営されている地域密着型の福祉施設。就労や日中活動の場の提供、日常的な相談支援や情報提供など、様々な機能を果たしている。障害者自立支援法施行前のもは、地域活動支援センターⅢ型等に移行したものが多い。

●情報アクセシビリティ

障害のある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの特性や違いを越えて、すべての人が、情報通信機器、ソフトウェア及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能。

●ジョブコーチ(職場適応援助者)

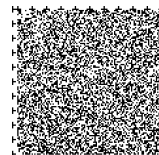
障害のある人が実際に働く職場において、障害のある人、事業主、障害のある人の家族に対して職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う者。

●自立支援医療

障害のある人等に対し、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療。身体障害のある人が機能障害を軽減又は改善するための医療(旧更生医療)、身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対する医療(旧育成医療)、精神障害のある人が精神疾病の治療に対する医療(旧精神通院医療)などがある。

●自立支援協議会

市町村が設置する地域自立協議会は、相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として設置されるもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。



都道府県自立支援協議会は、地域自立支援協議会との連携のもと、地域における相談支援体の支援や全県的な相談支援体制づくりのための協議等を行う。地域生活支援事業。

●心身障害者扶養年金

心身に障害があるため、独立自活することが困難な者を扶養している保護者が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定額を給付する年金。地方公共団体（道府県・政令指定都市）が実施主体であるが、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を独立行政法人福祉医療機構が保険して運営されており、事実上全国一本の制度となっている。

●身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づいて、身体障害のある人の福祉の増進を図るため、相談に応じるとともに必要な援助を行う者。平成24年度からは、市町村長が委嘱する。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害のある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付。各種援護施策の基本となっているとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引等を受けることができる。

障害等級	障害の程度（肢体の場合）
1級	両上肢又は両下肢の喪失、座位不能
2級	両上肢又は両下肢の機能障害、立位不能
3級	片上肢の機能障害、片下肢の機能喪失
4級	親指・人差指の機能喪失、片下肢の機能障害
5級	関節の機能障害、体幹の機能障害
6級	親指の機能障害、足関節の機能障害

(注) 肢体以外の部位については、県庁HPを参照してください。

●生活訓練事業

施設入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別指導を行うことにより、知的障害のある人の社会参加の円滑化を図る事業。特に施設外で行われる自活訓練事業は、施設に籍を置いたまま、グループホームと同様の生活が送れるため、施設から地域への円滑な移行に際し有効な仕組みとなっている。

●生活福祉資金貸付制度

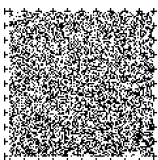
低所得世帯や高齢者、障害のある人の自立と生活の安定を目的として、社会福祉協議会が実施する貸付制度。

●生活ホーム

地域の中での生活を望む知的障害のある人に対して、日常生活における必要な援助等を行うことにより、その社会的自立を支援する生活の場。本県の単独制度。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。



障害等級	精神障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

●精神保健福祉士

精神保健福祉法に基づく精神障害のある人の社会復帰に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の保健、福祉に関する専門的知識・技術を有し、精神障害のある人の社会復帰の相談、助言、指導等を行う者。

●精神保健福祉センター

精神保健福祉法に基づき、都道府県に設置された機関。精神保健の向上と精神障害者福祉の増進のため、精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する知識の普及、調査・研究、相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の審査に関する事務並びに精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行う。

●成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行なう代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

●成年後見制度利用支援事業

知的障害のある人や精神障害のある人のうち判断能力が不十分な者について、障害者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業。市町村地域生活支援事業（相談支援事業）。

●相談支援事業

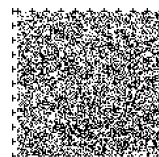
障害者自立支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障害者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、ケア計画の作成、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。また、個別給付として、重度や地域生活に移行した障害のある人に対するサービス利用計画の作成、利用に伴うモニタリング等の総合的な支援を行なうサービス利用計画作成がある。

●ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

●ソーシャルワーク

社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題をみずから解決し、豊かな暮らしを可能にすることを旨とするために、福祉の専門技術や知識をもつソーシャルワーカーによって展開される実践活動及び



援助技術の総称。代表的なものとしてケースワーク（個別援助技術）、グループワーク（集団援助技術）、コミュニティワーク（地域援助技術）などがある。

●措置制度

障害福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する制度のこと。

〔た行〕

●ダウン症

染色体異常による先天的障害で、知能障害、特定の顔貌、手指の異常、心疾患などを伴うことが多い。

●多機能型トイレ

車いす利用の障害のある人はもとより、オストメイトも利用できる洗浄シャワーや排出処理、ベビーシートが整備され、妊婦や乳幼児連れの人なども利用できるトイレ。

●地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。地域生活支援事業。

●地域相談員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、身近な地域で障害者差別に関する相談を行う。委員の構成は、身体障害者相談員、知的障害者相談員のほか、精神障害者の支援を行っている者、人権擁護委員、元学校教員など。平成23年12月現在、約650人が地域相談員となっている。

●地域相談支援

「地域移行支援」及び「地域定着支援」を言い、「地域移行支援」とは、障害者支援施設等に入所している障害のある人または、精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等をおこなうことをいう。また、「地域定着支援」とは、居宅において単身等の状況で生活する障害のある人について、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに相談等の便宜を供与することをいう。

●地域福祉フォーラム

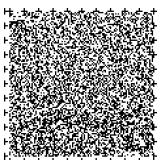
地域住民が、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の団体、NPO等の地域福祉の担い手、さらには就労、教育、防災、防犯をはじめとする福祉以外の各分野の人たちと協働して、地域における福祉等のあり方・取組を考えていく組織。小域福祉圏（小学校または中学校区）、基本福祉圏（市町村）、広域福祉圏（健康福祉センター圏域）の3層福祉圏域毎に設置されている。

●地域包括支援センター

高齢者に関する総合的な相談窓口、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメントの支援等の介護保険法の定める地域支援事業を行う機関。

●地域リハビリテーション広域支援センター

地域におけるリハビリテーション実施機関及び関係機関の連携を図るとともに、団体・機関への相談、援助、研修等を行う機関。県内9つある全ての二次保健医療圏に1か所ずつ指定している。



●知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障害のある人の福祉の増進を図るため、知的障害のある人又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者。平成24年度からは、市町村長が委嘱する。

●千葉県あんしん賃貸支援事業

高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯（小さな子どもがいる世帯又は一人親世帯）の入居を受け入れることとして、県に登録された民間賃貸住宅等の情報提供を行うことにより、入居をサポートする事業。

●千葉県障害者就労事業振興センター

いわゆる福祉作業所・授産施設の授産事業の活性化を進めて障害者の工賃アップを目指すことで、障害者の自立を支援することを目的として設立された。福祉作業所や授産施設の事業振興と、障害のある人の自立に向けた様々な支援を行っている。業務はNPO法人に委託している。

●千葉県リハビリテーション支援センター

地域リハビリテーション広域支援センターへの支援、リハビリテーション資源の調査・研究・情報提供、関係団体との連絡・調整の役割を担う機関。県内1カ所指定している。

●千葉県ホームページアクセシビリティガイドライン

年齢や障害の有無、利用環境に関係なく誰でも利用しやすいウェブサイトづくりを目指して、2004年6月に国が制定したJIS規格「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」に沿って、平成21年7月に策定したホームページ作成やウェブサイト運用のためのガイドライン。

●ちば工賃向上チャレンジプラン

低い水準にとどまっている工賃を向上させるための具体的な事業を盛り込んだ、平成19年度を始期とした5か年のプラン。平成19年2月に取りまとめられた、国の成長力底上げ戦略の一貫として策定。

●注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit Hyperactivity Disorder）

→ 発達障害を参照

●中核地域生活支援センター

子ども、障害のある人、高齢者など一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。本県の単独制度。

●駐車禁止除外指定車標章

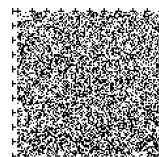
道路交通法に基づき、公安委員会の駐車禁止規制が行われている道路の部分において、その規制の対象から除外する車両に交付するもの。

●聴覚障害者情報提供施設

聴覚障害者用字幕（手話）入りDVD等ビデオカセットの製作及び貸出事業を主たる業務とし、併せて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障害者に対する相談事業を行う施設。

●通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある子どもに対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導（言語訓練、聴能力訓練等）を特別の指導の場で行う教育形態。



●デイサービス

デイサービスセンターに通い、創作活動や軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、地域で自立しようとするのを支援するサービス。入浴や給食、送迎サービスを行っている場合もある。

●点訳奉仕員

所定の講習を受け、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め、点字の書籍や文書を作成する。

●特別支援アドバイザー

公立の幼稚園、小・中学校、高等学校の要請に応じて臨床心理士等の専門職員である特別支援アドバイザーを派遣し、発達障害を含む障害のある幼児、児童及び生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援等について、教員、特別支援教育支援員、ボランティア等に助言・援助を行い、特別支援教育の充実を図る。

●特別支援教育

特別支援学校及び特別支援学級等における教育に加えて、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人一人のニーズに応じた教育。

●特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図ることなどを行う。具体的な役割として、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、① 学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、及び、② 保護者に対する学校の窓口として機能することが期待される。一方、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、これらに地域支援の役割として、③ 小・中学校等への支援が加わることを踏まえ、④ 地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携においてより密接な連絡調整が期待される。

●特例子会社

親会社が、障害のある人が働きやすいよう就業規則や設備環境に特別の配慮をして設立した子会社。障害者雇用促進法では、障害者雇用義務を個々の事業主ごとに課しているが、障害者雇用のために特別の配慮をしていると公共職業安定所長から認定を受けた場合、障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度において、特例的に子会社は親会社の同一事業所としてみなされる。

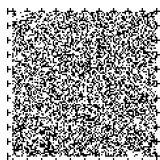
●トライアル雇用

公共職業安定所の紹介により、障害のある人をトライアル雇用（試行雇用）することで、障害のある人に関する知識や経験のない事業所に本格的な障害者雇用に取り組むきっかけ作りを進める事業。この制度は、職業経験、技能、知識などから就職が困難な求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正な業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としている。

【な行】

●日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施している。



●認知症

成人に起こる認知（知能）障害であり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態のこと。

●ネットワーク

ネットワークとは、一般に複数の要素が互いに接続された網状の構造を指す。福祉分野で考えるネットワークは、固定的なメンバーからなる組織というよりは、相談内容や支援の必要性に即してその都度つながりが変わる即時性の高いものである。そのような意味で“ネットワーキング”と捉えた方がより正確であるが、本計画では一般的に「ネットワーク」として表現している。ネットワークは節点、経路そして流れる情報の3つで成り立つが、本計画では相談支援の節点となる中心的な人材の存在が重要と考えている。

●脳性麻痺

出生前、周産期、発育期に種々の原因により生じた非進行性の中枢性運動機能障害で、運動発達の遅れ、筋緊張の異常、姿勢の異常、運動の円滑さの欠如などがある。

●ノーマライゼーション

デンマークの「1959年法」が述べている「知的障害のある人のために可能な限りノーマルな生活を創造する」という考え方に源流があると言われている。様々な場面で多義的に用いられているが、一般には、障害のある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとされている。

〔は行〕

●パーソナル・アシスタンス

公的なサービスは一定の基準に基づき提供されるため、対象者一人ひとりの状況を考えると、必ずしも十分にニーズに応えられないことがある。このような制度の隙間を埋め、個々人の多様なニーズに的確に対応する役割を果たしているのが、公的サービスの範囲外に必要なサービスを提供する「パーソナル・アシスタンス」である。レスパイト、送迎、付き添い、介助のなど様々なサービスが考えられる。

●発達障害

発達の過程において、脳の機能に育ちにくい部分があったり、うまく働かなかつたりして日常生活に何らかの支障がある状態。脳の機能の特徴なので、育て方や環境等によって発達障害が発現するというものではない。主なものとして、以下のものがある。

- ・アスペルガー症候群

自閉症と同じ特徴があるが、知的な発達や言葉の発達に遅れのない状態。

- ・学習障害

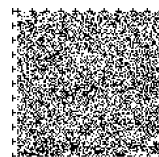
基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

- ・高機能自閉症

自閉症スペクトラム（自閉症との連続性）のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

- ・自閉症

① 社会性の問題、② コミュニケーションの問題、③ 特定の活動や興味、想像力の範囲の著しい限局性、の3つの領域に発達の偏りがある状態。具体的には、相手の気持ちや抽象的なことを理解することが苦手、オウム返し、やり方や手順に極端なこだわりなどが見られる。



・注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit Hyperactivity Disorder）

注意が必要なときに集中が困難、じっとしてられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるよりも先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの3つの特徴が見られる。

●発達障害者支援センター

自閉症等の特有の発達障害を有する障害のある人及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障害のある人及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。本県では相談窓口を千葉市及び我孫子市の2か所に設置している。

●パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出してもらおう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

●バリアフリー

高齢者や障害のある人の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障害者を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリアー）を取り除く（フリー）ことをいう。

●バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。高齢者、障害のある人等の円滑な移動及び建物等の施設の円滑な利用を確保するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害のある人等が計画段階から参加をして、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進することの措置等を定めている。平成18年12月にハートビル法と交通バリアフリー法が統合されて本法ができた。

●バリアフリー対応型信号機

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、高齢者、障害者等が道路を安全に横断できるように、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者と車両が通行する時間を分離して交通事故を抑止する歩車分離式信号機

●ハローワーク

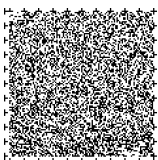
国（厚生労働省）が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。ハローワークでは、求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行っているが、障害者雇用についても、その促進を図るため、障害のある人の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

●ピアカウンセリング

同じ悩みや障害を持つ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助すること。

●ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動。



●ピクトグラム

絵文字の一種。デパートのトイレマークや非常口マークに代表される、誰でもすぐに理解できる記号のことを指す。

●福祉教育推進校

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の普及・促進を図るため、他のモデルとなる福祉教育を実践する小・中・高等学校を福祉教育推進校として指定して、その活動を支援する。推進校の指定は県社会福祉協議会長の推薦により知事が行い、指定期間は3年間である。

●福祉人材バンク

福祉マンパワー確保対策の推進を図ることを目的とする事業で、県社会福祉協議会に設置されている。地域住民に対し、福祉サービスに対する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業をはじめ講習会の開催、就労斡旋事業を行う。

●福祉的就労

一般就労（企業の就労）が困難な障害のある人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労。

●福祉避難所

市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。

●ふれあいホーム

精神科病院に社会的理由で長期入院している精神障害のある人や独立した生活を希望する精神障害のある人に対して、地域生活支援事業の中で住宅を提供し、日常生活の援助や社会適応に必要な援助を行う生活の場。本県独自の制度。

●ペアレントメンター

発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。

●保育所等訪問支援

障害のある子が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援・相談などを行う児童福祉法に基づくサービス。

●放課後児童クラブ

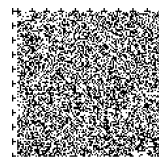
昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童等に対し、学校の空き室等の身近な社会資源を利用して、その育成・指導、遊びによる発達の助長等のサービスを行うもの。

●放課後等デイサービス

障害のある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス。

●法定雇用率

障害者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の数の障害のある人の雇用義務を事業主に課す制度。民間企業の法定雇用率は1.8%、国や地方公共団体等は2.1%。



●訪問看護

看護師や理学療法士が医師の指示の下に、家庭を訪問して、病状の観察や清拭、床ずれの予防と処置、リハビリテーション、食事指導管理、排泄の介助・管理、家庭への介護支援・相談等を行う。

●訪問看護ステーション

自宅で療養する高齢者などに訪問看護サービスを提供する機関。高齢者の在宅ケアを支えるために、平成4年に老人保健法を改正して制度化された看護師や保健師の開業するセンター。

●ホスピタリティー

温かな対応や誠意ある態度、心遣いなどをさす。さらに、手厚くもてなすことや歓待することをいう。

●補装具

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。

〔ま行〕

●民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

●メール110番

聴覚又は言語機能障害のある人のために、電話による110番通報にかわる手段としての、携帯電話のメール利用による緊急通報。

●メール119番

聴覚等に障害のある人が外出中などで、病気を発症したり火災を発見したときに、自らが携帯電話機、インターネット端末機により救急車や消防車等の出動要請ができるもの。

●盲ろう者(盲ろう者通訳)

盲ろう者のコミュニケーション方法は、視覚と聴覚の両方に障害があり、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複のしかた等によって多様である。このため、手話をはじめとして、蝕手話、点字を応用したものなど、様々な方法で通訳を行う。

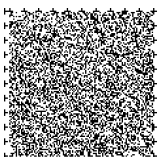
〔や行〕

●家賃債務保証制度

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度。財団法人高齢者住宅財団が実施している。

●ユニバーサルツーリズム

「ユニバーサルデザイン」と「ツーリズム(観光)」を合わせた言葉で、性別・年齢・国籍・能力のいかんにかかわらず、誰もがより深く旅の楽しみを享受できる環境づくりを目指すもの。



●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

●要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対して、適切な保護を図るために必要な情報交換を行い、また、支援内容を協議するために、市町村が中心となって組織する関係機関の協議会。

●要約筆記

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝える。一般的にはOHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。

〔ら行〕

●ライフステージ

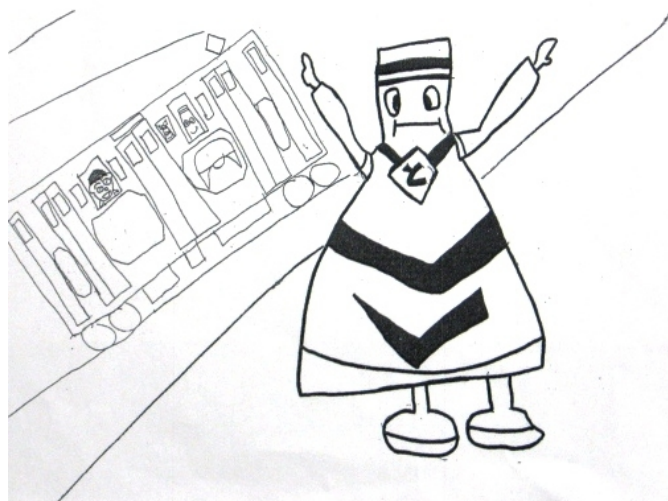
人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階をいう。

●理学療法士（PT：Physical Therapist）

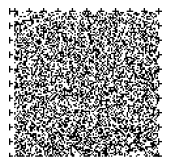
理学療法士法及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、体操、電氣的な刺激、マッサージ、温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者。

●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童及びその家族、障害に関し心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。



絵：「灯台くんと電車」増澤 翔太・椿 由里さん



●療育手帳

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障害者」であることの証票として県知事が交付するもの。

障害程度	障害程度の基準
①	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
Bの1	上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者
Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

※障害者相談センターにおける①の取扱いは下表による

①の1	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者
①の2	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、①の1以外の者

●臨床心理士 (CP: Clinical Psychologist)

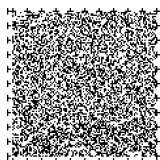
財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格。臨床心理学を学問的基盤に、心の問題の援助・解決・研究に貢献する専門家として認定する資格である。

●レスパイト

障害のある人の親や家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

●朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障害者のために声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする。

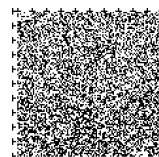


2. 千葉県障害者施策推進協議会委員名簿(平成24年3月現在)

(50音順)

氏名	役職名等
伊藤 澄子	千葉県手をつなぐ育成会
井口 修一	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉障害者職業センター所長
井口 二郎	千葉県特別支援学校校長会
石井 俊雄	千葉県町村会(長生村長)
○伊豫 雅臣	千葉大学大学院教授
小河 直之	日本精神科病院協会千葉県支部副支部長
鎌田 栄	社団法人千葉県医師会理事
神林 保夫	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会理事長
川島 貞夫	千葉県健康福祉部長
栗原 正・	社団法人千葉県歯科医師会理事
小出 進	学校法人植草学園大学学長
◎坂巻 熙	淑徳大学名誉教授
高橋 芳恵	千葉県ホームヘルパー協議会副会長
滝本二三江	千葉県身体障害者相談員
千葉 滋胤	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会長
鶴岡 宏祥	千葉県議会議員
出口 清	千葉県市長会(袖ヶ浦市長)
寺尾 直宏	特定非営利活動法人千葉県精神障害者家族会連合会会長
寺田 一郎	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会会長
中原 強	千葉県知的障害者福祉協会会長
森山 薫	千葉県特別支援学校PTA連合会会長
山口 禎嗣	特定非営利活動法人千葉県腎臓病協議会理事

◎=会長 ○=副会長

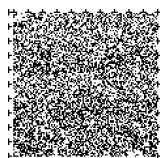


3. 千葉県自立支援協議会及び第四次千葉県障害者計画推進作業部会 委員名簿(平成24年3月現在)

(1) 本部会

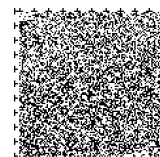
(50音順)

氏名	役職名等
飯田 俊男	社会福祉法人佑啓会 ふる里学舎静風荘施設長
五十嵐正人	ばおぼぶ代表 千葉県生活ホーム等連絡協議会会長
池澤 直行	一般社団法人千葉県作業療法士会副会長
池田 昌弘	社会福祉法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
植野 圭哉	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会理事長
小川 裕二	特定非営利活動法人PACガーディアンズ理事 社会福祉士
川上 浩嗣	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部 副部長
木村 潔	特定非営利活動法人スペースぴあ理事長
國島 弘	障害者就業・生活支援センター連絡協議会会長
倉田 知典	千葉県生涯学習指導者
小林 克彦	千葉県立印旛特別支援学校校長
小林 勉	社会福祉法人菜の花会 しもふさ学園施設長
酒井 範子	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会 社会福祉法人サンワーク サンワークL管理者
佐藤 彰一	法政大学法科大学院教授 弁護士
繁田 高広	社会福祉法人千葉県福祉援護会 ローゼンヴィラ藤原施設長
杉田 明	社会福祉法人ロザリオの聖母会 聖家族園



氏名	役職名等
鈴木健太郎	杏林大学保健学部作業療法学科 講師
田中 鈴子	千葉県重症心身障害児（者）を守る会会長
◎高梨 憲司	社会福祉法人愛光常務理事（兼）視覚障害者支援事業部長
田中 齋	社会福祉法人桐友学園 桐友学園施設長
寺田 一郎	社会福祉法人ワーナーホーム理事長
富沢 正昭	医療法人白百合会 市原メンタルクリニック所長
内藤 晃	千葉県社会就労センター協議会
早坂裕美子	社会福祉法人まつど育成会 法人統括施設長
古土井利明	特定非営利活動法人ぴあ・さぼ千葉
松井 宏昭	特定非営利活動法人自閉症サポートセンター理事長
○宮代 隆治	社会福祉法人さざんか会理事長・カメラリアハウス所長
宮本 秀樹	常磐大学コミュニティ振興学部 助教
山口真理子	松戸市健康福祉本部企画管理室長
吉野 智	中核地域生活支援センター海匠ネットワーク所長

◎=部会長 ○=副部会長

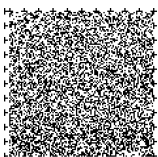


(2) 相談支援専門部会

(50音順)

氏名	役職名等
○飯田 俊男	社会福祉法人佑啓会 ふる里学舎静風荘施設長
宇治原 誠	地域生活支援センターたのしみ
岡田まゆみ	安房地域生活支援センター長
奥井菜摘子	習志野市屋敷ヘルスステーション
小滝みや子	千葉県千葉リハビリテーションセンター更生園
菊地 統	我孫子市役所 障害福祉支援課主査長
坂本 大樹	浦安市ソーシャルサポートセンター施設長
高梨 憲司	社会福祉法人愛光常務理事(兼)視覚障害者支援事業部長
◎寺田 一郎	社会福祉法人ワーナーホーム理事長
富岡 将訓	社会福祉法人翠昂会 四街道市障害者相談支援事業所ほほえみ
矢島 陽一	特別養護老人ホームときわ園施設長
與那嶺泰雄	千葉県発達障害者支援センター所長

◎=部会長 ○=副部会長

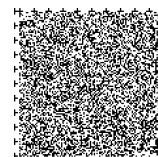


(3) 権利擁護専門部会

(50音順)

氏名	役職名等
朝比奈ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長
五十嵐正人	ばおぼぶ代表 千葉県生活ホーム等連絡協議会会長
稲阪 稔	社会福祉法人千手会 木の宮学園管理者
岡本 一成	社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 相談援助班班長
○小川 裕二	特定非営利活動法人PACガーディアンズ理事 社会福祉士
奥澤 時宗	千葉県知的障害者入所施設家族会連合会
蒲田 孝代	弁護士
酒井 範子	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会 社会福祉法人サンワーク サンワークL管理者
◎佐藤 彰一	法政大学法科大学院教授 弁護士
清水 博和	船橋福祉相談協議会 ふらっと船橋所長
高杉 紀子	特定非営利活動法人NECST クラブハウス ForUs
高橋 利宏	成田市子育て支援課長
田中 弘	特定非営利活動法人NECST クラブハウス ForUs
滑川 里美	茨城県神栖市地域包括支援センター長
長谷川秀夫	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉支部長 日本成年後見法学会常任理事
早坂裕実子	社会福祉法人まつど育成会 法人統括施設長
福田佐知子	弁護士
船田 伸二	社会福祉法人ワーナーホーム 障害者就業・生活支援センター夷隅ブリオ所長
吉田富士雄	浅井病院 精神保健福祉士 社会福祉士

◎=部会長 ○=副部会長

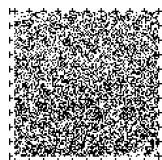


(4) 療育支援専門部会

(50音順)

氏名	役職名等
石井 光子	千葉県千葉リハビリテーションセンター 陽育園 園長
大木久美子	社会福祉法人大成会 不二学園 施設長
金子 恵子	千葉県健康福祉部児童家庭課子ども家庭支援室
金崎 恵子	成田市障がい者福祉課長
木村 達弥	流山市立つばさ学園 園長
五木田一朗	千葉県市川児童相談所長
佐藤 慎二	植草学園短期大学 福祉学科 教授
高倉 幸世	学校法人戸村学園コスモス幼稚園・第二コスモス幼稚園 園長
田熊 立	千葉県発達障害者支援センター 副センター長
田中 鈴子	東葛地区に重心施設をつくる会 会長
◎田中 齋	社会福祉法人桐友学園 桐友学園施設長
谷口由紀子	医療社団法人麒麟会 在宅支援診療所 若葉クリニック クリニックマネージャー
早坂裕美子	社会福祉法人まつど育成会 法人統括施設長
引地亜紀子	我孫子市こども発達センター
前田 浩利	医療法人財団 千葉健愛会専務理事
前本 達男	国保旭中央病院 小児科神経発達診療部長
○松井 宏昭	特定非営利活動法人自閉症サポートセンター理事長
渡邊 哲夫	千葉県教育庁特別支援教育課 障害児教育室
渡辺 玲子	社会福祉法人宗吾福祉会 宗吾保育園 園長

◎=部会長 ○=副部会長

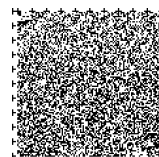


(5) 就労支援専門部会

(50音順)

氏名	役職名等
井口 修一	千葉障害者職業センター
石井 明彦	株式会社舞浜コーポレーション
石毛 宗一	千葉労働局職業安定部職業対策課
石原めぐみ	社会福祉法人サンワーク 市川市南八幡ワークス
榎本 義男	特定非営利活動法人 i & i (i 工房 c・s・d)
加瀬 剛	千葉県社会福祉事業団更生園
加藤 裕二	社会福祉法人オリーブの樹
○國島 弘	障害者就業・生活支援センター連絡協議会
木場 秀吉	千葉県特別支援学校校長会 (進路福祉部会長)
桜井 健司	特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター
友野 剛行	株式会社ふくしねっと工房 ワーカーズハウスぐらす
◎内藤 晃	千葉県社会就労センター協議会
平田 智子	社会福祉法人生活クラブ
藤尾 健二	千葉障害者就業支援キャリアセンター
星野 茂夫	社会福祉法人父の樹会 あけぼの園
山口 喜男	社会福祉法人佑啓会 ふる里学舎和田浦
與那嶺泰雄	千葉県発達障害者支援センター所長

◎=部会長 ○=副部会長



○精神障害者の地域移行に関する意見交換会

(50音順)

氏名	役職名等
池澤 直行	一般社団法人千葉県作業療法士会副会長
岡田まゆみ	安房地域生活支援センター長
小野 仁彦	船橋北病院精神科ソーシャルワーカー
木村 潔	特定非営利活動法人スペースぴあ理事長
酒井 範子	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会 社会福祉法人サンワーク サンワークL管理者
白井 正和	地域生活支援センター友の家(兼)旭障害者支援センター所長
鈴木 洋文	医療法人同和会千葉病院 院長
鈴木 洋子	地域生活支援センターゆりの木 センター長
○寺田 一郎	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会理事長 社会福祉法人ワーナーホーム理事長
◎富沢 正昭	医療法人白百合会 市原メンタルクリニック所長
船田 伸二	千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 障害者就業・生活支援センター夷隅ブリオ所長
山本美佐江	千葉大学医学部附属病院看護師長

◎=座長 ○=副座長

